

令和5年（2023年）  
第2回定例会

# 議案概要

東京都町田市

議案概要

<p>議案名</p>	<p>第51号議案 町田市手数料条例の一部を改正する条例</p>		
<p><b>【議案提出の目的】</b>                  建築基準法の改正による建築物の認定・許可制度の拡充に伴い、関係する規定を整備するため、所要の改正をするものです。</p> <p><b>【議案の内容】</b>                  ○ 省エネルギー化や長寿命化を目的とした建築物の改修等に伴う認定・許可に関する申請手数料を定めます。</p> <p>&lt;例&gt;                  ①外壁の断熱化工事や省エネ設備の設置等に際し、建築物の容積率及び高さの制限を超えることが構造上やむを得ない建築物の容積率・高さに関する特例許可申請手数料 160,000円</p> <p>&lt;構造上やむを得ない建築物のイメージ&gt;</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div data-bbox="233 801 584 1173" style="text-align: center;"> </div> <div data-bbox="903 790 1358 1173" style="text-align: center;"> </div> </div> <p>②一団地建築物設計制度及び連坦建築物設計制度*の認定を受けた敷地内の建築物の大規模修繕・大規模模様替えの認定・許可の申請手数料                  82,000円（建築物の数が1又は2である場合）</p> <p>*一団地建築物設計制度とは、一つの敷地につき一つの建築物のみの原則の特例として、同一敷地内で新築の複数建築物の建築を認定するものです。また、連坦建築物設計制度とは、既に建築物がある敷地を含む複数の敷地を一体として設計を行うことで、一つの敷地として認定するものです。</p> <p>○ 2023年7月1日から施行します。</p> <p><b>【関係法令】</b>                  ○ 建築基準法（昭和25年法律第201号）</p>			
<p>問い合わせ先</p>	<p>都市づくり部 建築開発審査課長 武井</p>	<p>電話</p>	<p>724-4273</p>

議案概要

議案名	第52号議案 町田市市税条例の一部を改正する条例										
<p><b>【議案提出の目的】</b></p>											
<p>地方税法等の改正に伴い、関係する規定を整備するため、所要の改正をするものです。</p>											
<p><b>【議案の内容】</b></p>											
<p>○ 固定資産税関係 (公布の日施行) 以下の条件を満たすマンションについて、2023年4月1日から2025年3月31日までの間に長寿命化に資する大規模修繕工事を行った場合、工事が完了した翌年度の固定資産税額(建物分)の3分の1を減額します。</p>											
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="180 571 1453 616">条 件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="180 616 272 660">1</td> <td data-bbox="272 616 1453 660">築後20年以上が経過している10戸以上のマンションであること</td> </tr> <tr> <td data-bbox="180 660 272 705">2</td> <td data-bbox="272 660 1453 705">大規模修繕工事を過去に1回以上適切に行っていること</td> </tr> <tr> <td data-bbox="180 705 272 784">3</td> <td data-bbox="272 705 1453 784">長寿命化に資する大規模修繕工事を適切に実施するために必要な修繕積立金が確保されていること。</td> </tr> </tbody> </table>				条 件		1	築後20年以上が経過している10戸以上のマンションであること	2	大規模修繕工事を過去に1回以上適切に行っていること	3	長寿命化に資する大規模修繕工事を適切に実施するために必要な修繕積立金が確保されていること。
条 件											
1	築後20年以上が経過している10戸以上のマンションであること										
2	大規模修繕工事を過去に1回以上適切に行っていること										
3	長寿命化に資する大規模修繕工事を適切に実施するために必要な修繕積立金が確保されていること。										
<p>○ 軽自動車税関係 (2023年7月1日施行) 道路交通法の改正に伴い、車両区分として新設される特定小型原動機付自転車(電動キックボード)の軽自動車税種別割の税率を年額2,000円とします(総排気量が50cc以下の原動機付自転車と同額)。</p>											
<p>○ 個人住民税関係 (2024年1月1日施行) 2024年度から、個人住民税均等割とあわせて、国税である森林環境税<sup>※</sup>の賦課徴収(年額1,000円)をします。</p>											
<p>※森林環境税は森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保するため、2024年度から国内に住所のある個人に対して課税され、その税収の全額が、森林環境譲与税として都道府県・市町村へ譲与されます。</p>											
<p><b>【関係法令】</b></p>											
<p>○ 地方税法等の一部を改正する法律(令和5年法律第1号)</p>											
<p>○ 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成31年法律第3号)</p>											
<p>○ 道路交通法の一部を改正する法律(令和4年法律第32号)</p>											
<p>問合せ先</p>	<p>財務部 市民税課長 黒澤 財務部 資産税課長 伊奈</p>	<p>電話</p>	<p>724-3067 724-2116</p>								

## 議案概要

議案名	第53号議案 町田市印鑑条例の一部を改正する条例		
<p><b>【議案提出の目的】</b> コンビニエンスストア等に設置された自動交付機で印鑑登録証明書を取得する際に、マイナンバーカードの機能が搭載されたスマートフォンを利用して交付の申請をできるようにするため、所要の改正をするものです。</p> <p><b>【議案の内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ マイナンバーカードの機能の1つである利用者証明用電子証明書が搭載されたスマートフォンを利用して、自動交付機で印鑑登録証明書を取得できるようにします。</li><li>○ 公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行します。</li></ul> <p><b>【関係法令】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）</li></ul> <p><b>【経過】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 現在、自動交付機で印鑑登録証明書を取得するには、マイナンバーカードを持参する必要があります。</li><li>○ マイナンバーカード保有者の利便性向上のため、マイナンバーカードの機能をスマートフォンに搭載することができるよう、2021年5月に「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」の改正が行われ、2023年5月11日に施行されました。</li><li>○ これを受けて、現在デジタル庁においてスマートフォンを利用した印鑑登録証明書等の証明書のコンビニ交付サービスを、年内に開始できるよう準備が進められています。本条例はサービスの開始にあわせて施行するため、施行日を別途規則で定めることとします。</li></ul>			
問合せ先	市民部 市民課長 是安	電話	724-4225

議案概要

<p>議案名</p>	<p>第54号議案 町田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例                  第55号議案 町田市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例</p>		
<p><b>【議案提出の目的】</b>                  国が定める「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」の改正に伴い、関係する規定を整理するため、所要の改正をするものです。</p> <p><b>【議案の内容】</b></p> <p>○ こども家庭庁の設置に伴い、厚生労働大臣の権限の一部が内閣総理大臣に移管されたことにより、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」が改正されたため、本基準から引用する文言を「厚生労働大臣」から「内閣総理大臣」に改めます。</p> <p>○ 公布の日から施行します。</p> <p><b>【関係法令】</b></p> <p>○ こども家庭庁設置法等の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（令和5年厚生労働省令第48号）                  第3条（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正）</p>			
<p>問合せ先</p>	<p>子ども生活部 保育・幼稚園課長 三浦                  子ども生活部 子育て推進課長 香月</p>	<p>電話</p>	<p>724-2138                  724-4468</p>

議案概要

議案名	第56号議案 町田市地区計画の区域内における建築物の制限等に関する条例の一部を改正する条例
-----	---

【議案提出の目的】

鶴川駅南地区地区計画の都市計画変更に伴い、関係する規定を整備するため、所要の改正をするものです。

【議案の内容】

○ 都市計画変更に伴う改正

2023年2月の「鶴川駅南地区地区計画」の都市計画変更に伴い、地区内に「駅前商業地区」、「沿道商業地区」、「周辺商業地区A」、「周辺商業地区B」を定めます。

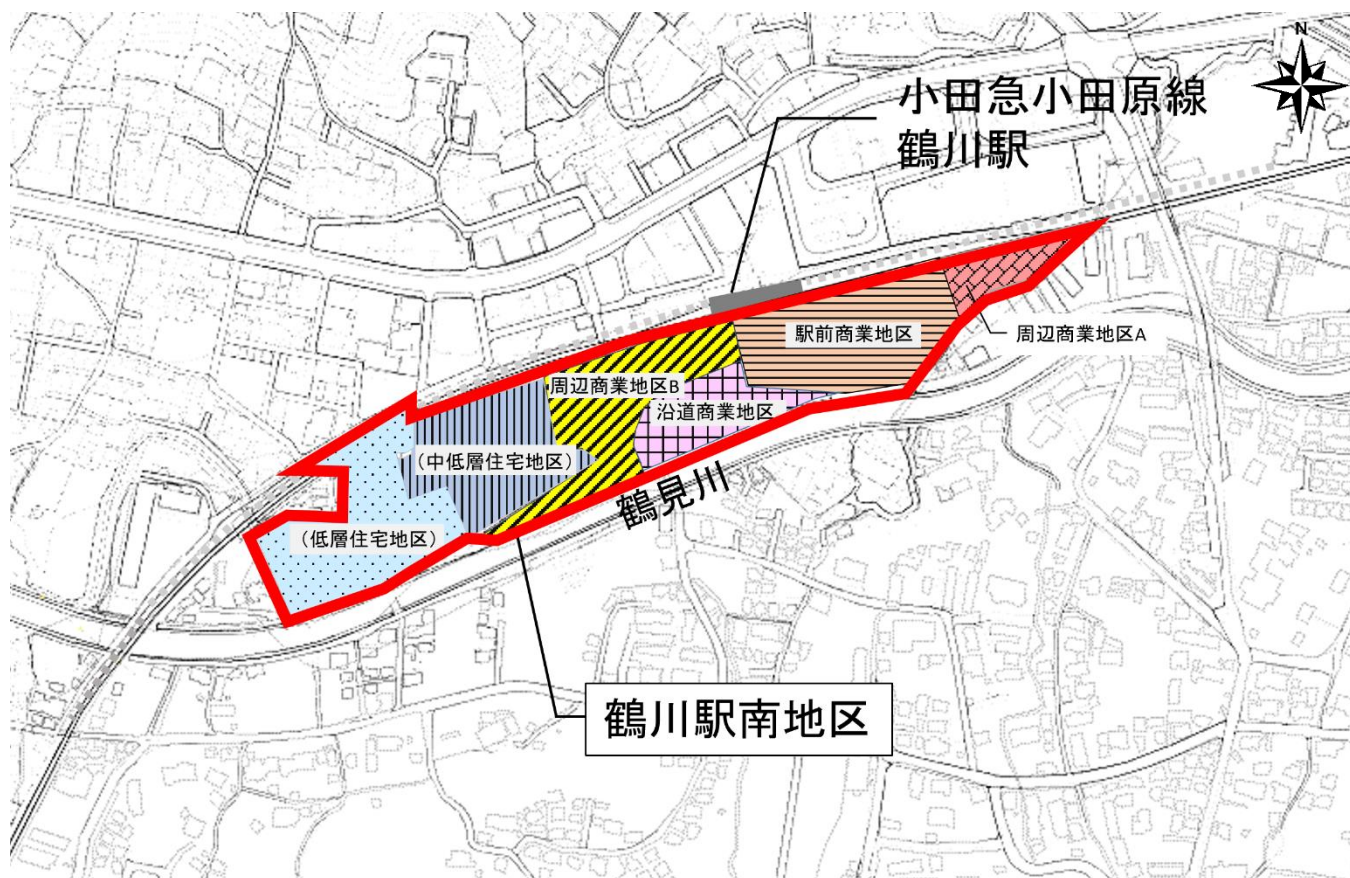
当該地区における「建築することのできる建築物」、「建築物の容積率の最高限度」、「建築物の建蔽率の最高限度」、「建築物の敷地面積の最低限度」、「壁面の位置の制限」を定めます。

○ 公布の日から施行します。

【関係法令】

○ 建築基準法（昭和25年法律第201号）

○ 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）



※ ( ) 表示の地区は変更なし

問い合わせ先	都市づくり部 建築開発審査課 建築審査担当課長 位田	電話	724-4413
--------	-------------------------------	----	----------

議案概要

議案名	第57号議案 町田市立公園条例の一部を改正する条例								
【議案提出の目的】									
忠生スポーツ公園の駐車場の利用時間及び利用料金を設定するため、所要の改正をするものです。									
【議案の内容】									
○ 2023年9月に忠生スポーツ公園池の辺地区を開園することに伴い、駐車場の利用時間及び利用料金を次のとおり定めます。									
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="186 526 539 571">名称</th> <th data-bbox="539 526 863 571">利用時間</th> <th data-bbox="863 526 1453 571">料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="186 571 539 779">忠生スポーツ公園 駐 車 場</td> <td data-bbox="539 571 863 779">午前6時から 午後9時30分まで</td> <td data-bbox="863 571 1453 779">[普通車] (1)1時間まで無料 (2)1時間を超え1時間30分まで100円 (3)1時間30分以降100円/1時間 (4)8時間を超える場合800円</td> </tr> </tbody> </table>	名称	利用時間	料金	忠生スポーツ公園 駐 車 場	午前6時から 午後9時30分まで	[普通車] (1)1時間まで無料 (2)1時間を超え1時間30分まで100円 (3)1時間30分以降100円/1時間 (4)8時間を超える場合800円			
名称	利用時間	料金							
忠生スポーツ公園 駐 車 場	午前6時から 午後9時30分まで	[普通車] (1)1時間まで無料 (2)1時間を超え1時間30分まで100円 (3)1時間30分以降100円/1時間 (4)8時間を超える場合800円							
○ 駐車料金に関する表について、駐車場ごとに駐車できる自動車の区分及び駐車料金を規定するよう整理します。									
○ 2023年9月1日から施行します。									
問合せ先	都市づくり部 公園緑地課長 新	電話	724-4397						

議案概要

議案名		第58号議案 学校用大型提示装置（プロジェクタ）購入					
<b>【議案提出の目的】</b>							
ICTを活用した魅力ある授業を実施する環境整備を目的として市立小・中学校の各普通教室に整備したプロジェクタのうち、老朽化した機器を更改し、安定的に継続利用するため、物品供給契約を締結するものです。							
<b>【議案の内容】</b>							
○ 市立小・中学校のうち、下記の10校に設置している壁固定式のプロジェクタを更改するため、166台を購入するものです。							
設置 予定校	小学校	町田第一	町田第二	町田第四			
		忠生第三	小山中央	相原			
	中学校	南大谷	つくし野	山崎			
		武蔵岡					
<b>【議案の法的根拠】</b>							
○ 地方自治法第96条第1項第8号（財産の取得）							
○ 地方自治法施行令第121条の2第2項（議決に付すべき財産の取得の基準）							
○ 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条（議決に付すべき財産の取得）							
<b>【契約の概要】</b>							
○ 契約目的		学校用大型提示装置（プロジェクタ）購入					
○ 契約方法		条件付一般競争入札					
○ 契約金額		56,423,400円（1台あたり339,900円）					
○ 契約相手方		東京都町田市原町田六丁目2番6号 株式会社有隣堂 町田モディ店 店長 行田 敏彦					
○ 履行期限		契約確定の日から2024年3月31日まで					
<b>【過去の主な実績】</b>							
○ 2021年度 プロジェクタ 30台 11,743,402円（1台あたり391,447円）							
○ 2022年度 プロジェクタ 50台 14,712,500円（1台あたり294,250円）							
<b>【経緯】</b>							
○ 2017年度から2022年度にかけて、市内全小・中学校62校にプロジェクタを整備しており、1,191台を購入しています。							
整備 対象	年度	2017	2018	2019	2020	2021	2022
	小学校	31台	335台	403台	22台	4台	32台
	中学校	28台	107台	79台	106台	26台	18台
	合計	59台	442台	482台	128台	30台	50台
問合せ先	(契約内容) 財務部 契約課長 坂上 (事業内容) 学校教育部 指導課長 大山					電話	724-2523 785-5475



議案概要

議案名	第59号議案 児童生徒用タブレット端末購入																
<p><b>【議案提出の目的】</b> ICTを活用した魅力ある授業を実施する環境整備を目的として市立小・中学校に配備しているタブレット端末について、老朽化した端末を更改し、安定的に継続利用するため、物品供給契約を締結するものです。</p> <p><b>【議案の内容】</b> ○2018年度に導入した児童生徒用のタブレット端末を更改するものです。 ・タブレット端末 1,000台</p> <p><b>【議案の法的根拠】</b> ○ 地方自治法第96条第1項第8号（財産の取得） ○ 地方自治法施行令第121条の2第2項（議決に付すべき財産の取得の基準） ○ 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条（議決に付すべき財産の取得）</p> <p><b>【契約の概要】</b> ○ 契約目的 児童生徒用タブレット端末購入 ○ 契約方法 条件付一般競争入札 ○ 契約金額 45,815,000円（1台あたり45,815円） ○ 契約相手方 東京都千代田区大手町二丁目3番1号 エヌ・ティ・ティコミュニケーションズ株式会社 代表取締役社長 丸岡 亨 ○ 履行期限 契約確定の日から2023年8月31日まで</p> <p><b>【過去の実績】</b> ○ 2020年度 タブレット端末 29,542台 1,108,445,382円（1台あたり37,521円） ○ 2022年度 タブレット端末 340台 14,586,000円（1台あたり42,900円） （うち児童生徒用80台 3,432,000円）</p> <p><b>【経緯】</b> ○ GIGA スクール構想に基づき、2020年度までに児童生徒一人1台端末環境を整備しています。2022年度には、2017年度に先行導入していた端末の更改用に80台を購入しています。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>2017</th> <th>2018</th> <th>2019</th> <th>2020</th> <th>2021</th> <th>2022</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>整備台数</td> <td>80台</td> <td>1,000台</td> <td>1,703台</td> <td>29,542台</td> <td>0台</td> <td>80台</td> </tr> </tbody> </table>				年度	2017	2018	2019	2020	2021	2022	整備台数	80台	1,000台	1,703台	29,542台	0台	80台
年度	2017	2018	2019	2020	2021	2022											
整備台数	80台	1,000台	1,703台	29,542台	0台	80台											
問合せ先	(契約内容) 財務部 契約課長 坂上 (事業内容) 学校教育部 指導課長 大山		電話	724-2523 785-5475													

議案概要

<p>議案名</p>	<p>第60号議案 土地の買入れについて</p>		
<p><b>【議案提出の目的】</b> 市街地に近い貴重な自然環境を保全するため、町田都市計画緑地事業第27号三輪緑地用地を取得するものです。</p> <p><b>【議案の内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 買入れ予定日 2023年9月</li> <li>○ 買入れ相手方 町田市森野二丁目2番22号 町田市役所内 町田市土地開発公社</li> <li>○ 買入れ所在地 町田市三輪町字11号942番 ほか6筆</li> <li>○ 買入れ面積 6,075.60㎡</li> <li>○ 買入れ価格 28,862,146円 (1㎡あたり4,751円)</li> </ul> <p><b>【議案の法的根拠】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地方自治法第96条第1項第8号 (財産の取得)</li> <li>○ 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条 (議会の議決に付すべき財産の取得または処分)</li> </ul>			
<p>問合せ先</p>	<p>都市づくり部 公園緑地課長 新</p>	<p>電話</p>	<p>724-4397</p>

議案概要

議案名	第61号議案 住居表示を実施する市街地の区域及び当該区域内の住居表示の方法
-----	---------------------------------------

【議案提出の目的】

南大谷及び東玉川学園三・四丁目地区について、住所をわかりやすくするため、住居表示実施区域及びその方法を定めるものです。

【議案の内容】

- 住居表示を実施する市街地の区域：南大谷及び東玉川学園三・四丁目地区（約 152.9ha）
- 住居表示の方法：街区方式

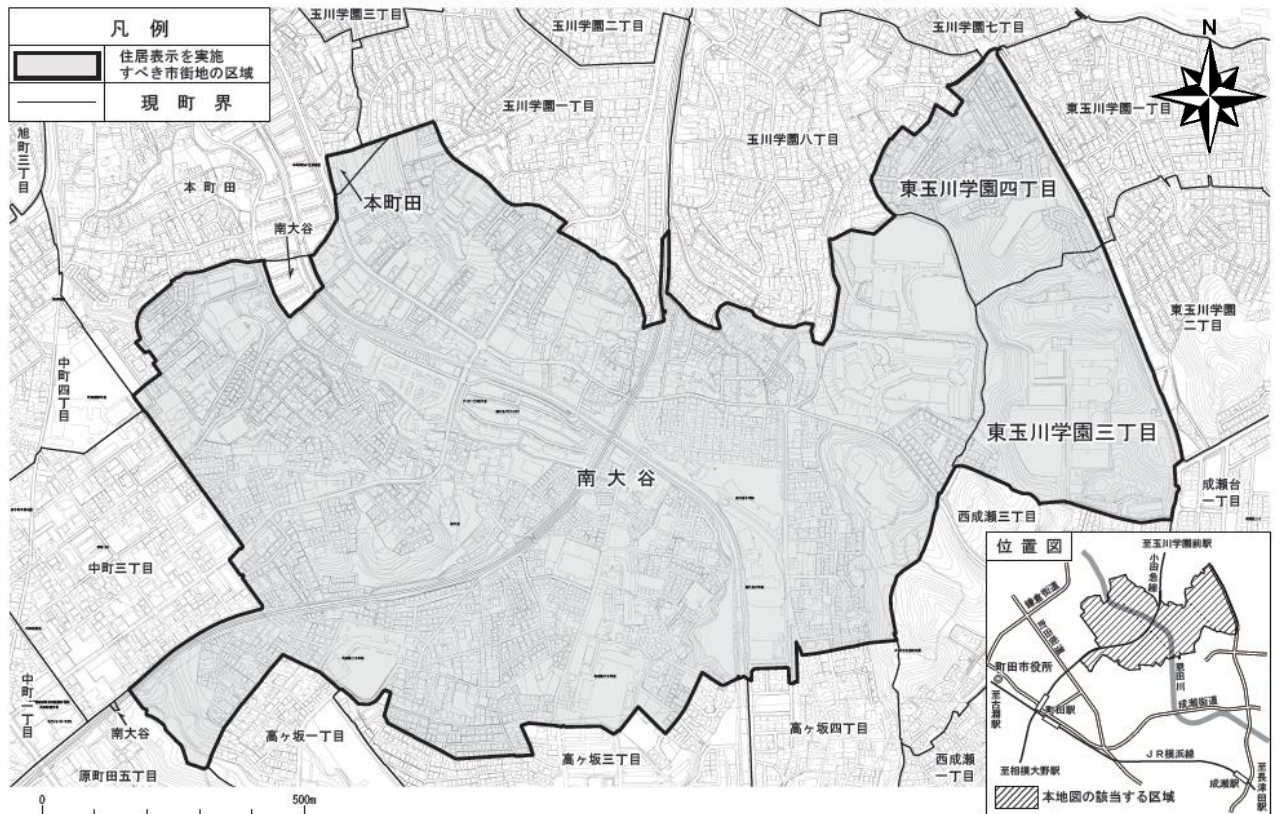
※街区方式：道路、線路や水路などの恒久的施設などで区画された地域につける街区符号及び当該街区内にある建物などにつける住居番号で表示する方法

※住居表示は 2024 年 4 月に告示し、7 月の実施を予定しています。

【議案の法的根拠】

- 住居表示に関する法律第 3 条第 1 項（住居表示の実施手続）  
 （市町村は、前条に規定する方法による住居表示の実施のため、議会の議決を経て、市街地につき、区域を定め、当該区域における住居表示の方法を定めなければならない。）

住居表示を実施すべき市街地の区域図



問合せ先	都市づくり部 土地利用調整課長 原田	電話	724-4254
------	--------------------	----	----------

議案概要

議案名	第62号議案 町区域の新設及び変更
-----	-------------------

【議案提出の目的】

住居表示を実施するため、南大谷地区において、町区域の新設及び変更をするものです。

【議案の内容】

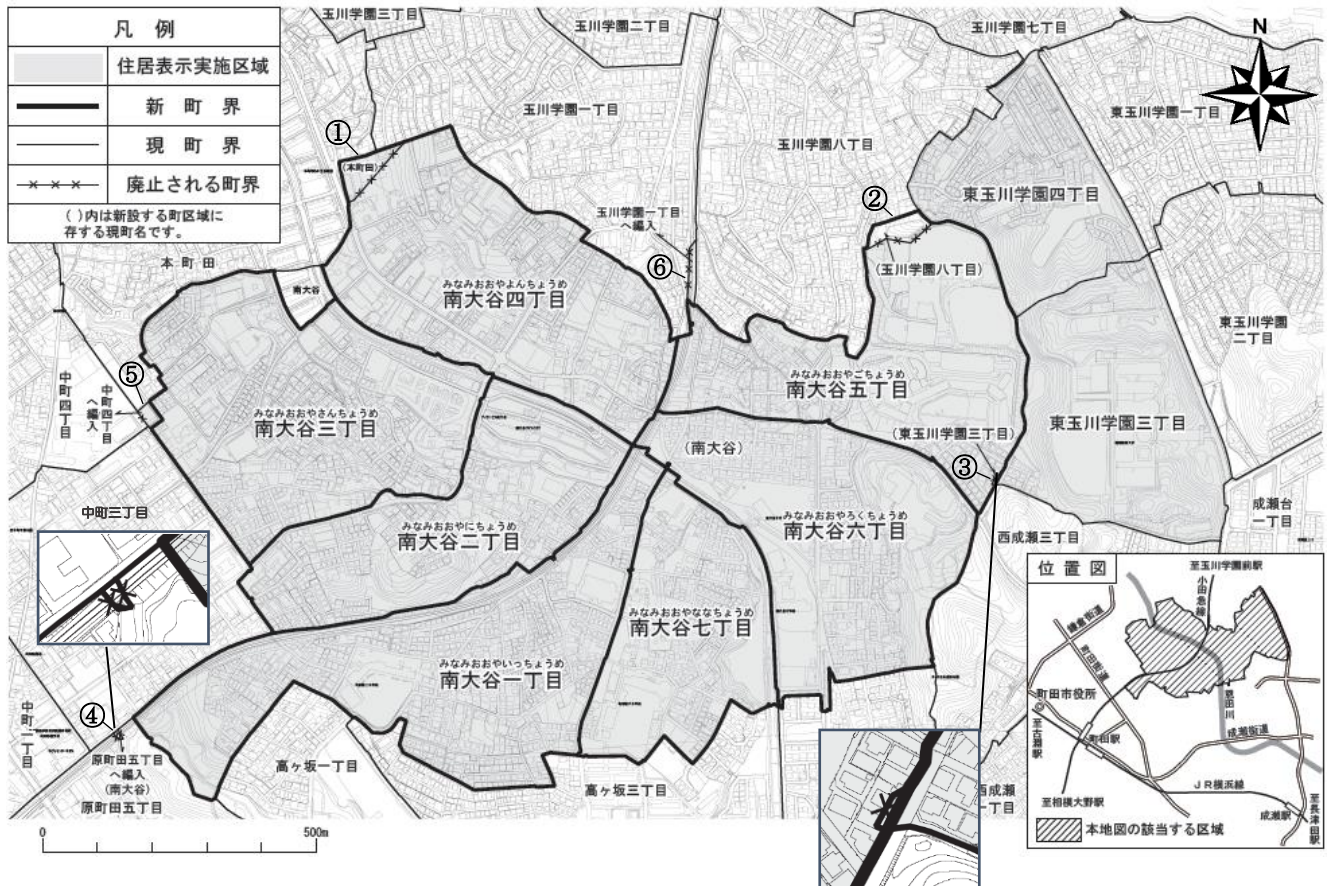
- 住居表示を実施する区域とした、南大谷地区（約 127.3ha）において、地方自治法第 260 条第 1 項の規定に基づき、町区域を新設、変更するものです。
  - ・新設する町区域 南大谷一丁目～七丁目（①～③の編入を含む）
  - ・変更する町区域 南大谷から他の町へ編入（④～⑥）

※住居表示は 2024 年 4 月に告示し、7 月の実施を予定しています。

【議案の法的根拠】

- 地方自治法第 260 条第 1 項（市町村区域内の町又は字の区域）  
 （市町村長は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、市町村の区域内の町若しくは字の区域を新たに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、当該市町村の議会の議決を経て定めなければならない。）

町区域新設等参考図



問合せ先	都市づくり部 土地利用調整課長 原田	電話	724-4254
------	--------------------	----	----------